

參考資料

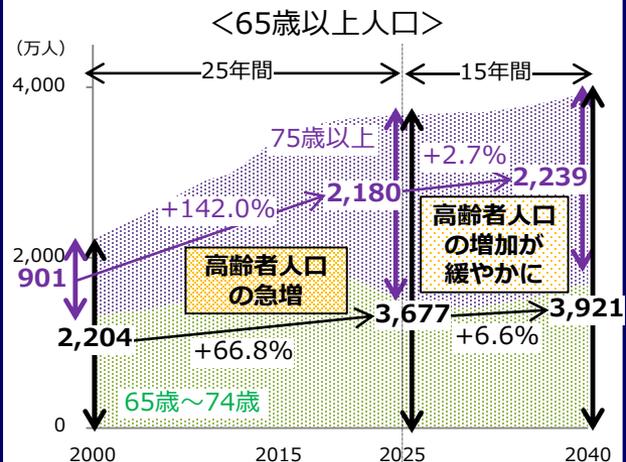
2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

平成30年4月12日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料(抄)

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

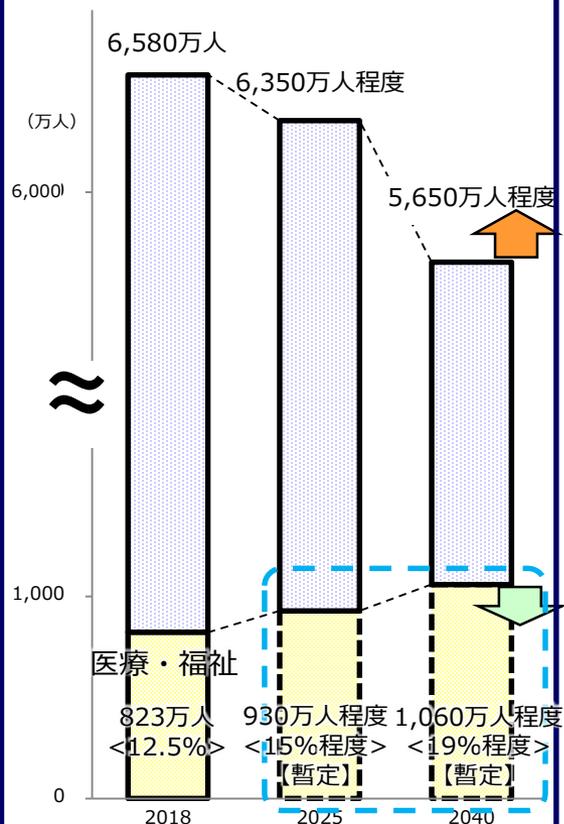
2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》



(資料) 総務省「国勢調査」「人口推計」(2015年まで)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計) (2016年以降)

《就業者数の推移》



(資料) 就業者数について、2018年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計)を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況(2025年)をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計(暫定値)。

国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減中での社会の活力維持向上
⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。
2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保
⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性[※]の向上を目指す。
※ サービス産出に要するマンパワー投入量。
※ 医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度(「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出)
※ 介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり。

攻め（新規人材確保）

介護福祉士養成校等卒業生

潜在介護福祉士

無資格者等を介護職へ教育

外国人人材の雇用

介護人材対策

守り（離職防止）

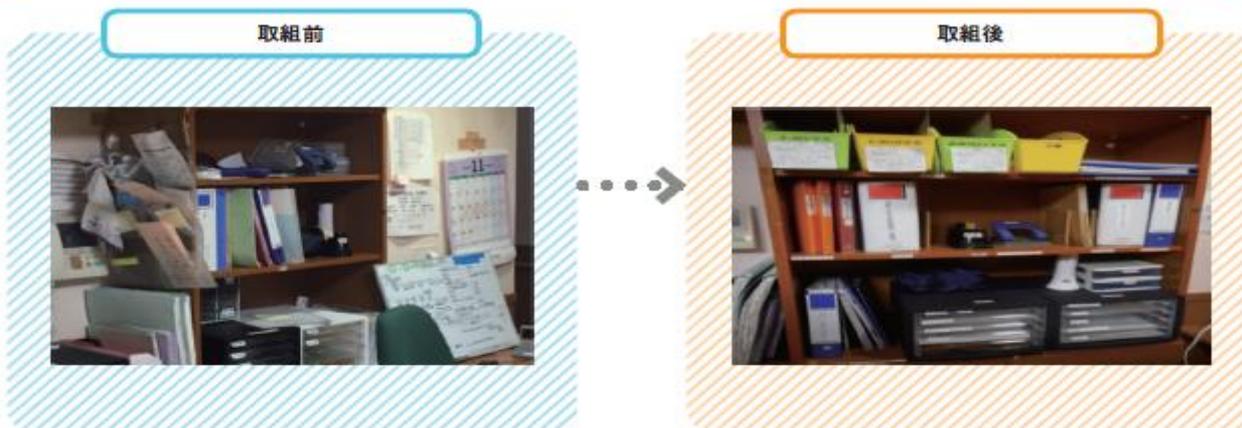
介護助手の活用

ICT・ロボット化

処遇改善（賃金改善）

1. 職場環境の整備

- ① 現状 整理・整頓ができていないため、資料を探すにも時間がかかる。
- ② 取組 5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)を行う。
- ③ 成果 何がどこにあるか、すぐに把握できるようになる。



2. 業務の明確化と役割分担：(1) 業務全体の流れの再構築

- ① 現状 役割分担やシフトが適切に設定されていないため、職員の負担増やケアの質の低下を招いている。
- ② 取組 作業分析を行い、役割分担の見直しやシフトの組み換えを行う。
- ③ 成果 職員それぞれが従事する業務に向き合うことができる。

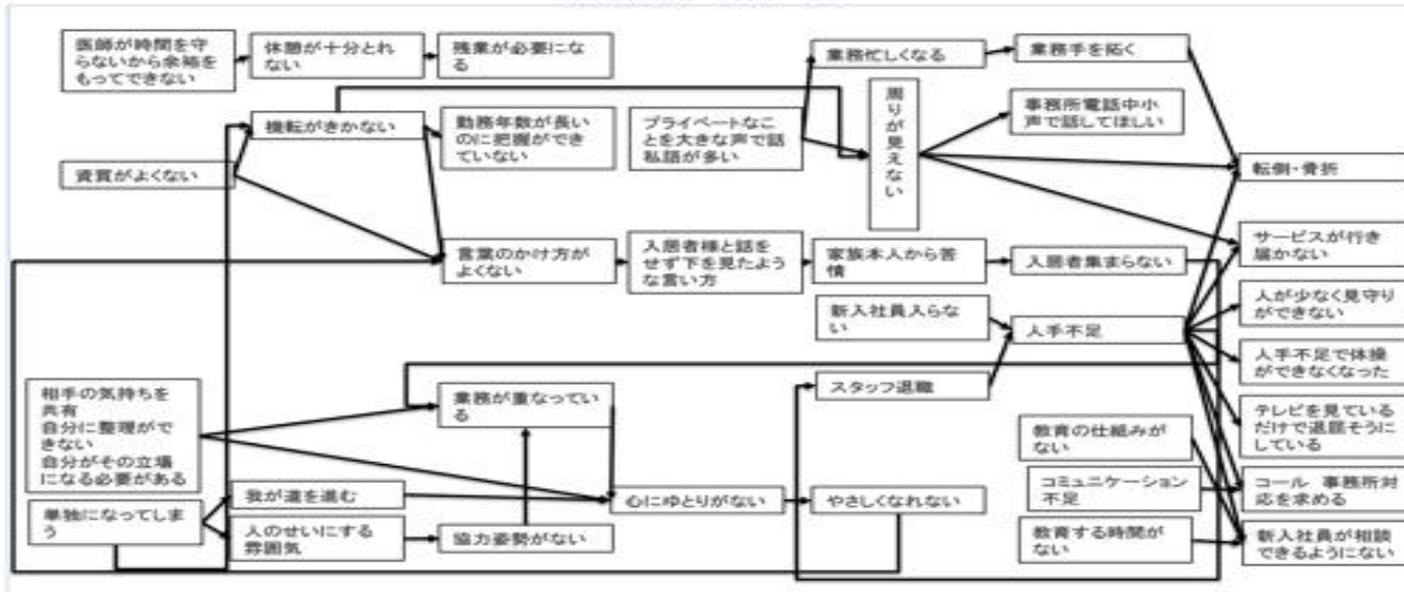


因果関係図（イメージ）

因果関係図の写真（実物）

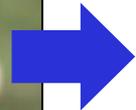


因果関係図のイメージ



元気高齢者『介護助手』モデル事業(三重県)

元気な高齢者が支える 超高齢化社会『モデル事業』に 参加しませんか？



事業のねらい(3本の柱)

1
介護人材
の確保

(直接) 地域の**元気高齢者**を「介護助手」として導入することで、**介護の担い手が増える。**

(間接) 「介護助手」導入により、介護職の**労働環境が整備**され、**介護職を専門職化**することが可能となる。(若者があこがれる職業にする。)

2
高齢者の
就労先

住み慣れた地域の中で、自分に合った時間に働ける**新たな高齢者の就労先**ができる。(年金の足しにも…)

3
介護予防

働きながら介護のことが学べ、介護の現場を知ることによって、一番の**「介護予防」**になる。(要介護高齢者の増加の抑制→保険支出の抑制につながる)

介護職が本来の介護業務に専念!



職場環境の改善



生涯現役!
生涯青春!

この度、以下の老健施設で、**『モデル事業』**として、60歳～75歳くらいの**『介護助手』**人材づくり事業を行うことになりました。

あなたも、**『介護助手さん』**として老健施設で働きながら、みんなで支える**『安心できる地域社会』**づくりに参加しませんか？

事業を行う老健施設：小山田老健 みえ川村老健 ちゅうぶ アルテハイム鈴鹿 鈴の丘
いこいの森 あのを やまゆりの里 カトレア

介護助手
事前説明会
詳しくは裏面へ

- 「事前説明会」のお申し込みは、裏面の会場まで。
- 事業に関するお問い合わせは 三重県老人保健施設協会「介護助手」づくり事務局 担当：大久保 ☎ 059-245-6677

この「モデル事業」は、消費税を財源とした「地域医療介護総合確保基金」の助成を受けています。

たった1回の新聞折込チラシで会場定員いっぱいの参加となった!

介護ロボット・ICTの導入、活用について①

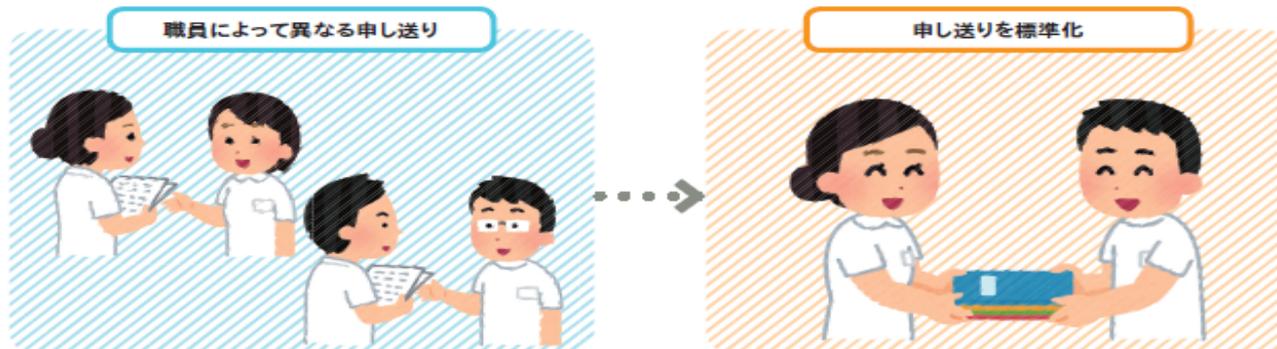
2. 業務の明確化と役割分担：(2) テクノロジーの活用

- ① 現状 職員の身体的負担や心理的負担が大きい。
- ② 取組 課題にあった介護ロボット・センサー等の導入を行う。
- ③ 成果 職員の身体的負担と心理的負担が軽減。



3. 手順書の作成

- ① 現状 申し送り事項が決められておらず、人によって異なる引継ぎを行っているために時間がかかっている。
- ② 取組 適切な申し送り事項を検討の上、標準化する。
- ③ 成果 申し送り等の時間が短縮。



介護ロボット・ICTの導入、活用について②

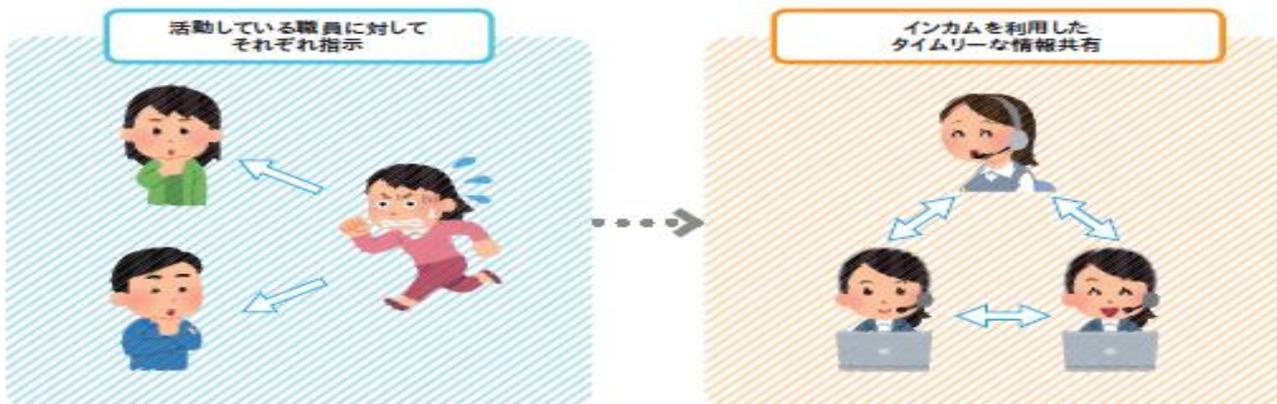
4. 記録・報告様式の工夫

- ① 現状 記録作成時に、何度も転記する必要がある。
- ② 取組 介護記録の電子化を行い、情報の一元管理を行う。
- ③ 成果 記録作成の負担が軽減。また、写真や動画を活用した利用者情報の共有が可能。



5. 情報共有の工夫

- ① 現状 管理者から現場職員に対してそれぞれ指示しており、タイムリーな指示ができていない。
- ② 取組 インカムを職員に配布して、業務に当てる。
- ③ 成果 タイムリーな情報共有ができ、対応が迅速化。



介護ロボット・ICTの導入、活用について③

▶テクノロジーなどの活用により、職員の業務を見直し、身体的・心理的負担を軽減する。

取組のステップとポイント

① 導入チームや担当者を決めよう

テクノロジーを導入する際には、まとまった期間が必要になります。導入を着実に進めていけるよう、初めに導入体制を整えましょう。チームを結成し担当者を決めることが肝要です。また、導入の途中には他の職員を巻き込んでいく必要もあるので、できる限り経営陣や管理者にもチームに入ってもらいます。

② 課題とロボットをマッチングさせよう

テクノロジーを絞り込むときは、可能な限り実機を事前に取り寄せて試しに使うことをお勧めします。インターネットや書籍の情報だけでは分かりにくい「大きさ」や「使い勝手」を知ることができるからです。期間に余裕があれば、同じ分野で複数の機器を試してみましょう。

③ 活用計画を立てよう

導入するテクノロジーが決まったら導入計画を立てます。一斉に導入するような計画は上手くいきません。チームで相談し合って、導入しやすい時間帯や場所を決め小さく始めることがコツです。まずは、小さな改善事例を作ってみましょう。

④ しつこく使ってみよう

テクノロジーを上手く使いこなすには慣れが必要です。そのため、しつこく使い続けることが大切です。そのうち、「こういう使い方がいいな」とわかってきます。それまでは、職員間で情報交換したり、メーカーや福祉用具等を普及する機関等に相談しながら使い続けてください。また、導入チームは使った人から「使い続けるための工夫やコツ」を広く求めて、施設独自の活用マニュアルに反映していきます。

介護ロボット・ICTの導入、活用について④

取組別の基本的なステップ

概要

- ▶ 情報共有の手段としてICT機器は非常に有効です。特に手による各帳票への転記作業は、ICT機器を活用することで、楽になります。また、タブレット端末等を使うことで、施設外の会議や訪問先からでもデータを簡単に入力できるようになります。介護記録、情報共有、請求事務が一通りとなったソフトの導入が最も効率的なものとなります。
- ▶ データ入力を行う際には、入力を定型化する・チェックボックス式とすることや音声入力などによって、さらに入力時間の手間を省くことができます。また、画像、動画の活用をすることで、視覚的データの保存や共有も可能となります。
- ▶ パソコンやタブレット端末以外にも、インカム（トランシーバー）の活用も有効的でしょう。インカムを通じて、その場で状況を時間差が生じることなく全員がシェアできるため、申し送りや指示出しの時間を短縮できることが大きなメリットです。

取組によって得られる効果

- ▶ ICT機器を用いて転記作業の削減、一斉同時配信による報告申し送りの効率化、情報共有のタイムラグを解消する。

取組のステップとポイント

1 共有する情報を整理しよう

普段の業務では様々な情報が行き交っています。それらの情報を整理することから始めましょう。具体的には、どのような情報を、誰に、いつ共有（報告）すべきかなどについて話し合います。

2 情報を使う目的を明確にしよう

情報を取り扱う目的を明確にしましょう。例えば、報告、連絡、相談など情報を共有するところで何を期待するのか、目的を明確にして相手に情報を提供しましょう。

3 情報の拾い方のルールを決めよう

業務の中でいつ、誰が、どこで、どのような情報を収集するかルールを定めて起きましょう。これにより、情報収集の抜け漏れを防ぐことができます。
● ICT機器（タブレットやインカム）を使うことで③と④が同時に進むこともあります。

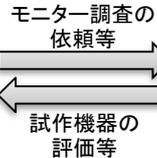
4 情報の渡し方のルールを決めよう

収集した情報をいつ、誰に共有するかについてもルールを定めておきましょう。また、共有すべき情報をその緊急度や重要度、個人情報有無等、情報の内容によって、相応しい情報共有の手段について検討しルール化しましょう。
● ICT機器（タブレットやインカム）を使うことで③と④が同時に進むこともあります。

介護ロボットの開発支援について

民間企業・研究機関等 <経産省中心>

○日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた**機器の開発支援**



介護現場 <厚労省中心>

○開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について**介護現場での実証**(モニター調査・評価)

開発重点分野

○経済産業省と厚生労働省において、重点的に開発支援する分野を特定（平成25年度から開発支援）
○平成29年10月に重点分野を改訂し、赤字箇所を追加

移乗支援

○装着



・ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

○非装着



・ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

移動支援

○屋外



・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

○屋内



・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

○装着



・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

排泄支援

○排泄物処理



・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

○トイレ誘導



・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

○動作支援



・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

見守り・コミュニケーション

○施設



・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○在宅



・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○生活支援



・高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

入浴支援



・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の連続の動作を支援する機器

介護業務支援



・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

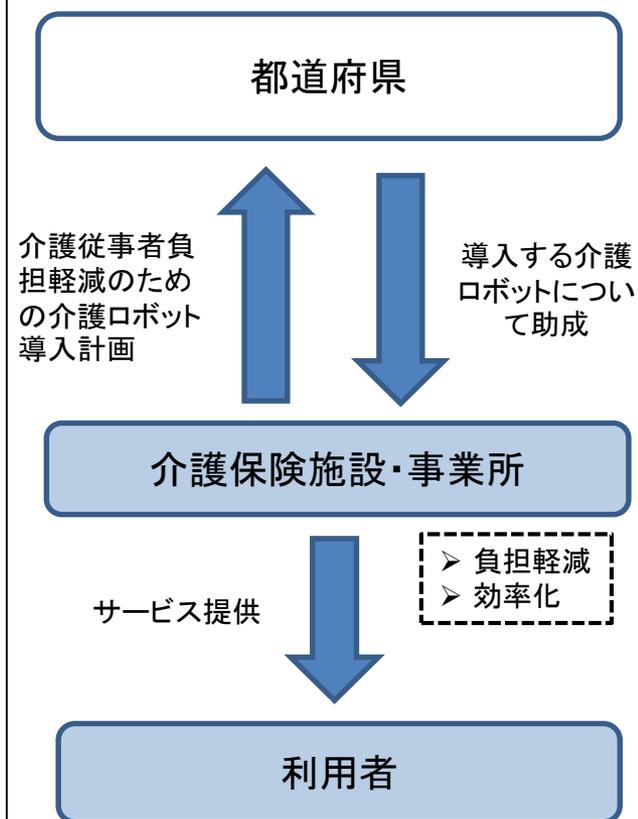
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。（3年計画）
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
1機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- ii 一回当たりの限度台数
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- iii 介護ロボット導入計画との関係
 - 一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規（案））

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、**新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。**

介護事業所に対する業務改善支援事業

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成

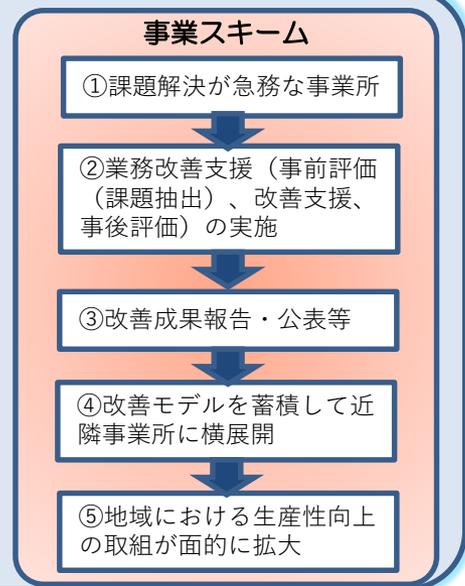
【対象事業所】

生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、
本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所
※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う 等
※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）



ICT導入支援事業

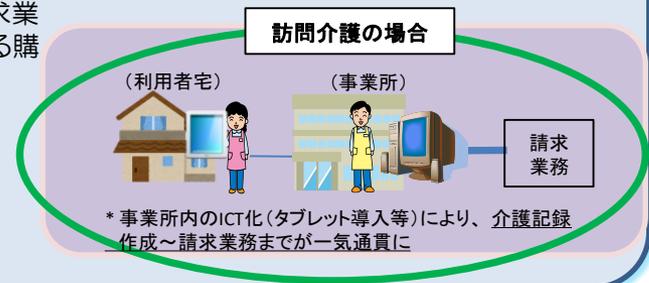
【内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成

【対象事業所】 介護事業所

【要件】 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）



介護関係者の皆様へ

介護ロボットの導入・活用を支援します！

介護機器は、利用者の自立支援や介護者の負担軽減を図るために重要なものです。その介護機器にロボット技術を活用した「介護ロボット」によって、介護の質と生産性の向上が期待されています。

ロボット技術の介護利用における重点分野

(平成29年10月改定)

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	入浴支援	介護業務支援
<p>装着</p>  <p>ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器</p>	<p>屋外</p>  <p>高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器</p>	<p>排泄物処理</p>  <p>排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ</p>	<p>施設</p>  <p>介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p>	<p>入浴支援</p>  <p>ロボット技術を用いて浴槽に入りやすい際の連動動作を支援する機器</p>	<p>介護業務支援</p>  <p>ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器</p>
<p>非装着</p>  <p>ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器</p>	<p>屋内</p>  <p>高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器</p>	<p>トイレ誘導</p>  <p>ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器</p>	<p>在宅</p>  <p>在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム</p>		
<p>装着</p>  <p>高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器</p>	<p>動作支援</p>  <p>ロボット技術を用い、トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器</p>	<p>生活支援</p>  <p>高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器</p>			

6分野13項目

厚生労働省は、経済産業省とともに「ロボット技術の介護利用における重点分野」を6分野13項目定め、その開発・導入を支援しています。

「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細は、裏面をご参照ください。

以下について、介護保険制度での取り扱いがあります。詳細は、各市町村にお問合せください。

(1) 福祉用具貸与・販売制度（厚生労働省老健局）
 要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居室において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象となります。

(2) 介護報酬での評価（厚生労働省老健局）
 特別介護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に評価します。

【相談窓口】
お問合せは
こちらへ

「相談窓口」を設置していますのでご利用ください。
 ※公益財団法人テクノエイド協会に委託して設置・開催

- 電話による相談 03-3266-6883 または 03-3260-5121
- メールによる相談 robot@techno-aids.or.jp
- 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日は休み)



「介護ロボットの導入・活用支援策」の詳細

I 厚生労働省介護ロボット開発等加速化事業【平成29年度までの実績】

(1) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援

介護ロボットを活用した効果的な介護方法の開発を支援

【報告書】・介護ロボット・導入・活用のポイント・成果概要（平成28年度/平成27年度）

(2) 普及・啓発

①介護ロボットフォーラム：介護ロボットの体験展示、使用方法の説明、導入に関する相談、効果的な活用事例の報告などを実施

②介護ロボット普及モデル事業：介護ロボットの体験展示、試用貸出、使用方法の研修などを実施（平成28年度全国9拠点：北海道介護実習・普及センター、千葉県介護実習・普及センター、岩手県高齢者総合支援センター、茨城県福祉サービス振興会、なごや福祉用具プラザ、兵庫県立福祉のまちづくり研究所、福祉用具プラザ九州、佐賀県在宅生活サポートセンター、大分県社会福祉介護研修センター）

③介護ロボット試用貸出：介護施設への商品化された介護ロボットの試用貸出を支援

④導入事例集

【報告書】・介護ロボット導入活用事例集2017

・介護ロボット事例集2016

・介護ロボット重点分野別講師養成テキスト 移動支援機器(屋外)/見守り支援機器(介護施設)

【参考】・介護ロボット導入好事例表彰事業受賞案件紹介ガイドブック（平成28年度老人保健健康増進等補助事業）



II 補助金・助成金情報

(1) 地域医療介護総合確保基金（厚生労働省老健局）【問合せ先：都道府県庁】
介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものを対象に導入支援（補助上限額1機器30万円）

(2) 人材確保等支援助成金 介護福祉機器助成コース（厚生労働省職業安定局）【問合せ先：都道府県労働局】
介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために介護福祉機器（※平成30年度より装着型（非装着型）移乗介助機器を含む）を導入し、労働者の離職率の低下を図られた場合、導入費用の一部を助成（機器導入助成、目標達成助成（それぞれ助成上限額150万円））

(3) 業務改善助成金（厚生労働省労働基準局）【問合せ先：都道府県労働局】

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度。生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成（助成上限額100万円）

【参考：IT導入支援】サービス等生産性向上IT導入支援事業（経済産業省）

中小企業の生産性向上を実現するため、業務の効率化や売り上げ拡大に資する簡易的なITツールの導入支援（平成28年度補正予算額500億円、補助上限額30万円）※補助金HPに登録・公開されているITツールが対象。ハードは対象外。

III 税制措置

(1) 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例※
中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されるもの。

(2) 中小企業経営強化税制※
中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価格の10%の税制控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択できるもの。

(3) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

一定の設備を取得や製作等した場合に、取得価格の30%の特例償却又は7%の税制控除が選択適用（税制控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。

【参考：経営力向上計画】

介護分野の中小企業・小規模事業者や中堅企業は、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を地方厚生局に申請していただき、認定されることにより固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられます。経営力向上計画は事業分野別指針に基づいて策定していただく必要があります。

▶ 主な関係書類（中小企業庁HPに掲載）

- ・介護分野における事業分野別指針
- ・経営力向上計画策定の手引き
- ・経営力向上計画申請書
- ・申請書記載例（介護）
- ・経営力向上計画チェックシート



※の支援は「介護ロボットの導入による業務負担の軽減」に取り組みことを含む経営力向上計画を策定し、厚生労働大臣の認定を受けることが必要です。詳細は中小企業庁HP (<http://www.chusho.met.go.jp/keiei/kyokka/index.htm>) にてご確認ください。

注1 詳細は厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209834.html>) 又は各組織のホームページにてご確認ください。
注2 掲載した情報のほか、自治体等による独自の支援も存在します。

IV 金融支援

(1) 独立行政法人福祉医療機構による無担保貸付
介護施設等における介護ロボット・ICTの導入等に伴う無担保貸付制度（無担保融資上限額3千万円）

(2) 日本政策金融公庫による低利融資※
経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができる。

(3) 商工中金による低利融資※
経営力向上計画を策定している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けることができる。

(4) 中小企業信用保険法の特例※

中小企業者は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受けると、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証額の拡大が受けられる。

(5) 中小企業投資育成株式会社法の特例※
経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けられることが可能になる。

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証※
資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大500億円の借入に対応）の債務の保証を受けられる。

V 民間サービス情報

(1) ロボットによる事故に備える保険（民間保険会社販売）

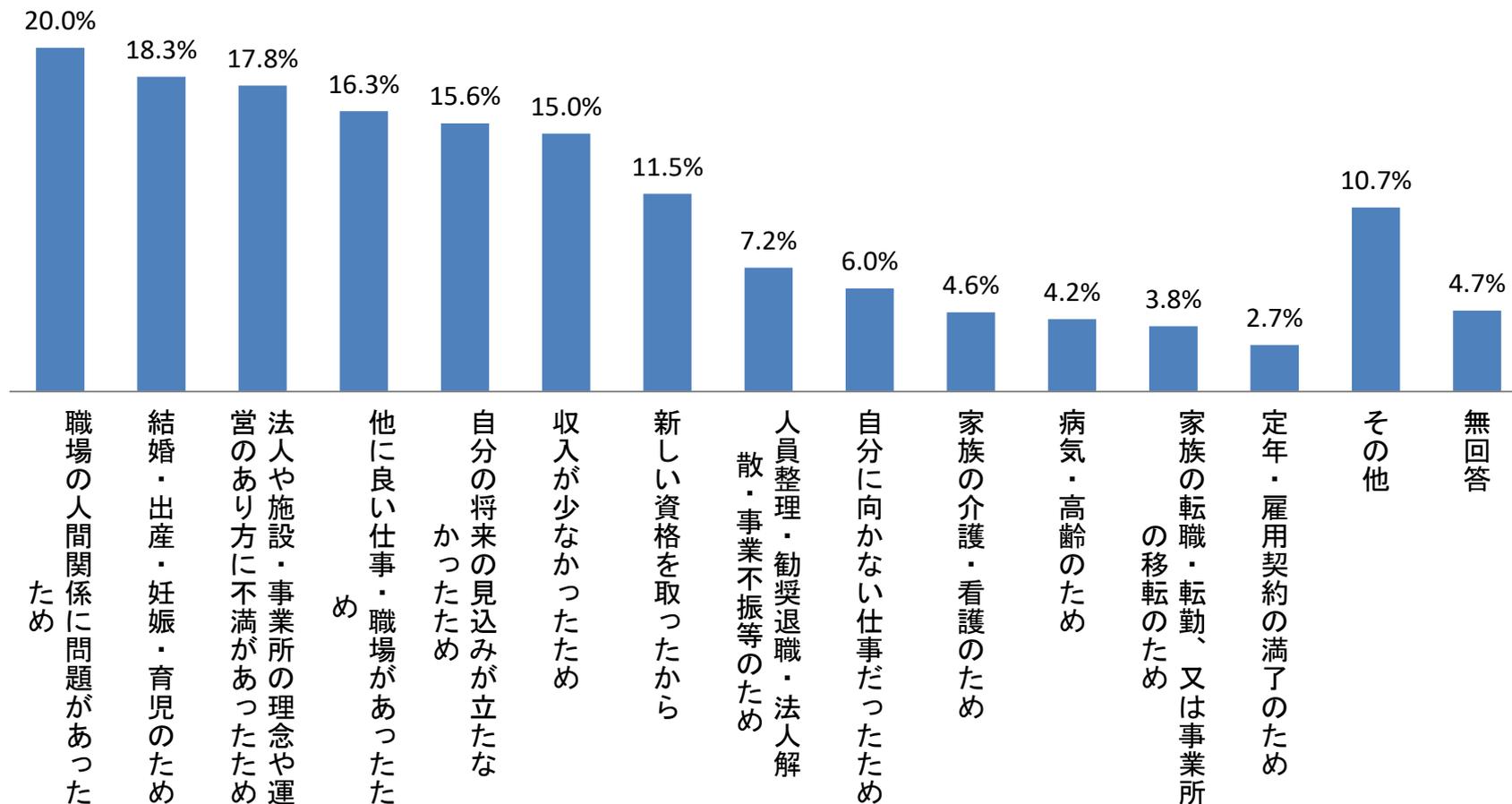
(2) 福祉用具情報（公益財団法人テクノエイド協会提供）

福祉用具情報提供システム、福祉用具ニーズ情報収集・提供システム、福祉用具チャリ・ハット情報

前職の仕事をやめた理由（介護関係職種：複数回答）

平成30年12月19日 社会保障審議会
介護給付費分科会資料

- 介護関係職種が退職を検討するきっかけとして、
 - ・ 上位に、「職場の人間関係」や「法人・事業所の理念や運営のあり方」に対する不満が挙げられるとともに、
 - ・ 「収入が少なかったため」という理由をあげている割合が15.0%となっている。



※前職の職種について「介護関係職種」と回答した人を対象に前職の離職の理由を調査。

【出典】平成29年度介護労働実態調査（(公財)介護労働安定センター）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の概要

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。(雇用対策法)
※(衆議院において修正)中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。
(※)自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。
- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)
※(衆議院において修正)高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回について規定を創設。
- ・労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。(労働安全衛生法)

2 勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)

- ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。
※(衆議院において修正)事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。

3 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)

- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

III 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。(※)同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

施行期日 I:公布日(平成30年7月6日)

II:平成31年4月1日(中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日、1の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日)

III:平成32年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日)

※(衆議院において修正)改正後の各法の検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、労働者の職業生活の充実を図ることを明記。

育児・介護休業法の概要

育児休業

- 子が1歳(保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳)に達するまでの育児休業の権利を保障
- 父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業の取得が可能

子の看護休暇

- 小学校就学前の子を養育する場合に年5日(2人以上であれば年10日)を限度として取得できる(1日又は半日単位)

所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

- 3歳に達するまでの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、所定外労働を制限
- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限
- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業(午後10時から午前5時まで)を制限

短時間勤務の措置等

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置(1日原則6時間)を義務づけ
- 介護を行う労働者について、3年の間で2回以上利用できる次のいずれかの措置を義務づけ
①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置

不利益取扱いの禁止等

- 事業主が、育児休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止
- 事業主に、上司・同僚等からの育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを義務付け

実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決援助、調停
- 勧告に従わない事業所名の公表

介護休業

- 対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回まで、介護休業の権利を保障

- ※ 有期契約労働者は、下記の要件を満たせば取得可能(介護も同趣旨)
- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用
 - ② 子が1歳6か月になる前日までに労働契約(更新される場合には更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと

介護休暇

- 介護等をする場合に年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)を限度として取得できる(1日又は半日単位)

介護職員の賃金について

老施協提出資料
を事務局が編集

(円/月)

	①一般の介護職員	②H29賃金構造 基本統計	①-② 差額
全体	305,951	333,800	-27,849
北海道	289,868	288,600	1,268
青森県	256,669	254,900	1,769
岩手県	248,649	260,700	-12,051
宮城県	254,057	311,000	-56,943
秋田県	275,802	261,700	14,102
山形県	267,718	270,400	-2,682
福島県	279,322	289,600	-10,278
茨城県	312,641	332,800	-20,159
栃木県	314,356	329,100	-14,744
群馬県	320,981	313,800	7,181
埼玉県	317,848	327,500	-9,652
千葉県	328,873	338,600	-9,727
東京都	356,082	407,000	-50,918
神奈川県	346,098	362,800	-16,702
新潟県	297,004	284,200	12,804
富山県	306,288	294,000	12,288
石川県	300,944	305,000	-4,056
福井県	317,995	298,500	19,495
山梨県	328,436	309,800	18,636
長野県	314,873	303,900	10,973
岐阜県	327,524	308,300	19,224
静岡県	319,610	323,100	-3,490
愛知県	331,845	357,800	-25,955
三重県	322,368	333,500	-11,132

	①一般の介護職員	②H29賃金構造 基本統計	①-② 差額
滋賀県	346,461	330,100	16,361
京都府	337,983	339,900	-1,917
大阪府	339,537	355,700	-16,163
兵庫県	316,761	328,000	-11,239
奈良県	334,257	326,200	8,057
和歌山県	267,451	310,000	-42,549
鳥取県	221,475	275,700	-54,225
島根県	310,726	278,200	32,526
岡山県	301,448	298,900	2,548
広島県	303,388	330,100	-26,712
山口県	300,051	303,700	-3,649
徳島県	293,536	297,600	-4,064
香川県	328,805	302,800	26,005
愛媛県	301,111	286,200	14,911
高知県	286,831	275,900	10,931
福岡県	280,292	310,300	-30,008
佐賀県	269,193	271,500	-2,307
長崎県	254,055	278,900	-24,845
熊本県	281,177	279,000	2,177
大分県	296,951	286,000	10,951
宮崎県	283,224	254,900	28,324
鹿児島県	294,350	269,300	25,050
沖縄県	275,835	261,600	14,235

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

これまでの主な対策

今後、さらに講じる主な対策

介護職員の 処遇改善

（実績）月額平均5.7万円の改善

- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

◎ 2019年10月の消費税率の引上げにあわせて、更なる処遇改善を実施予定

多様な人材 の確保・育成

- 介護福祉士を目指す学生への修学資金貸付
- いったん仕事を離れた介護人材への再就職準備金貸付(人材確保が特に困難な地域では貸付額を倍増)

- ◎ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援
- ◎ 介護福祉士養成施設における人材確保の取組を支援

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICTの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援

- ◎ 介護ロボットの導入支援や生産性向上のガイドラインの作成など、介護ロボット・ICT活用推進の加速化
- ◎ 認証評価制度の普及に向けたガイドラインの策定

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進

- ◎ 介護を知るための体験型イベントの開催(介護職の魅力などの向上)

外国人材の受 入れ環境整備

- ◎ 在留資格「介護」の創設に伴う介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)

地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

平成31年度予算案
公費:124億円(国費:82億円)

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 過疎地域等の人材確保が困難な地域における合同就職説明会の実施 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、介護の周辺業務等の体験支援(新規) ○ 介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・ 介護支援専門員に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施(新規) ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識や技術を再確認するための研修の実施 ・ 離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ 認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入のための研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・ 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入支援 ・ 新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護事業所に対するICTの導入支援(新規) ○ 人材不足に関連した課題等が急務となっている介護事業所に対する業務改善支援(新規) <p style="text-align: right;">等</p>

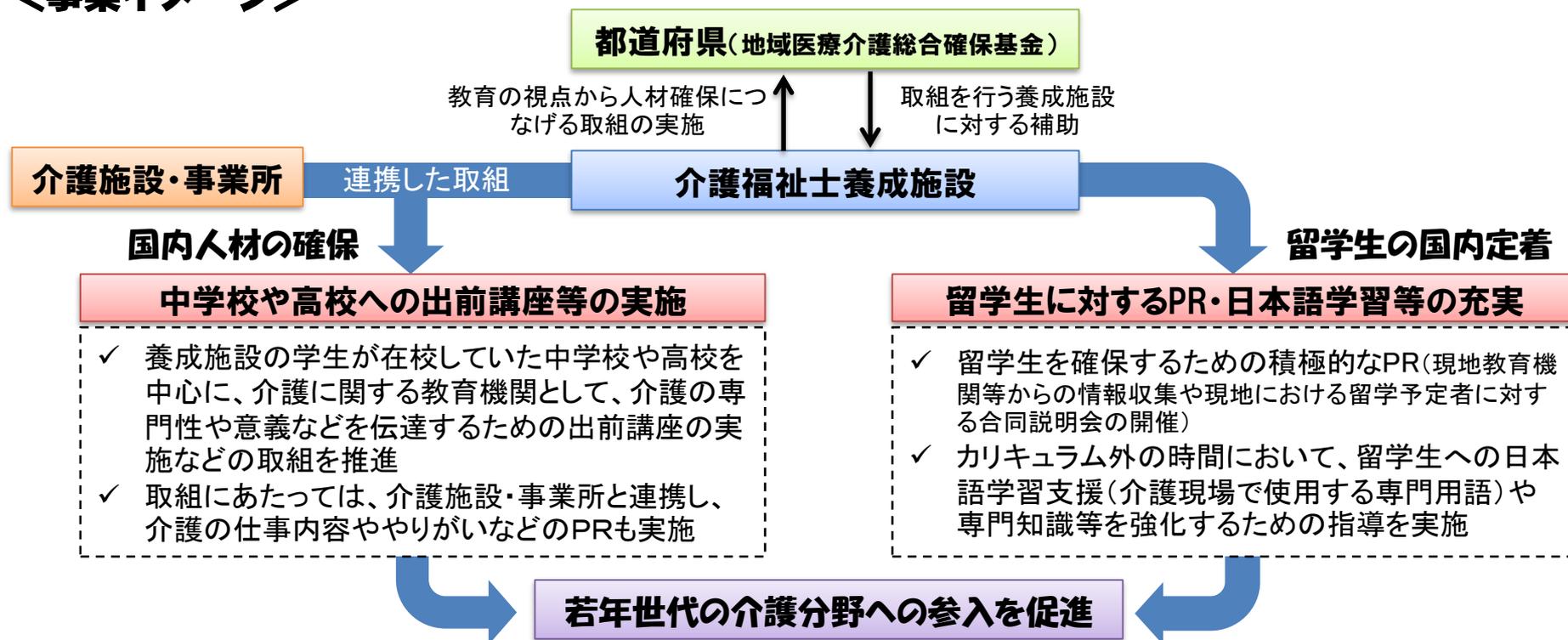
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位での協議会の設置
○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援



将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 (地域医療介護総合確保基金 新規メニュー)

- 介護福祉士養成施設では、入学者数が毎年減少してきており、平成28年の定員充足率は44.2%（入学者数：7,835人／定員：17,730人）となっている。
- 当該施設は、介護分野で働くことを希望する若者を介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士として養成し、介護分野への参入を促す重要な役割を果たしている。
- こうしたことを踏まえ、介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進する。

<事業イメージ>



○小学生認知症サポーター養成講座の内容

- ・6年生を対象として実施。小学校と事前打ち合わせを行う。
- ・①認知症の理解、②相手を思う気持ち、③具体的な対応、④認知症のまとめクイズ、の4点を大きな柱として独自資料を作成。
- ・講座を受けた後、グループホームに2～3回の訪問を実施。「入居者の方が喜ぶこと」をテーマに、各クラス班ごとに内容を検討し、約45分の訪問時間の中で提供。
- ・認知症サポーター養成講座を学校の学習計画の中に組み込んで頂いている。

○今後の展開

- ・市内に16ある小学校に広がるための活動をしていきたい。地域づくりには子どもたちは欠かせないキーであり、10年先にも地域を支えていく役割を担ってくれる存在であると考えている。
- ・学校の授業の一部に組み込まれるようになるとよい。認知症の理解のためだけでなく、人として大切にすることを学ぶ貴重な機会になると思う。

「未来投資戦略2018」（抜粋）

（平成30年6月15日 閣議決定）

第2 具体的施策

- I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等
 - [1] 「生活」「産業」が変わる
 2. 次世代ヘルスケア・システムの構築
 - (3) 新たに講ずべき具体的施策
 - iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進
- ③書類削減、業務効率化、生産性向上
- ・ 介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、本年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。
 - ・ 作成文書の見直し、介護ロボット等の活用に加え、ICT利活用や、非専門職の活用等を含めた業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを本年度中に作成、普及させ、好事例の横展開を図る。

文書量半減の取組

～2017年度【実施済】

2018年度

2019年度

2020年代初頭

1. 指定申請関連文書

- 国が求める帳票の削減項目の検討
- ・削減可能項目の洗い出し（昨秋）
- ・自治体へのアンケート（12月～1月）

- 省令改正（6月29日公布、10月施行）**
- 様式例の変更・周知（9月）
- H30老健事業による更なる効率化検討

2. 報酬請求関連文書

- H30老健事業により以下実施中
- ・自治体・事業者へのアンケート・ヒアリングをふまえた**削除文書や項目の洗い出し**
- ・**削減影響検証及び削減に向けた提言**

- 削減提言の実行に向けた調整
- 通知発出等

3. 指導監査関連文書

- H29老健事業により以下実施済み
- ・自治体が実地指導にて求める文書の実態把握
- ・文書量削減の方向性の提言

- H30老健事業により以下実施中
- ・自治体へのヒアリングをふまえた**項目の標準化、様式整備**
- ・モニタリング調査の実施

- 通知発出等（5～6月）

必要に応じ更なる見直し

「行政が求める帳票等の文書量の半減」を実現

国・自治体が求める帳票等

事業所が独自に作成する文書

- 事業所における実態把握等
- ・訪問、通所介護事業所、ケアマネ事業所等における文書の種類、負担感等を調査
- ・訪問、通所事業所を対象に、ICT導入前後の書類作成時間等の効果を検証

- 生産性向上ガイドラインの作成・普及
- 介護事業所における業務改善に向けた取組み（作成文書の見直し、ICT化等）を支援するため、生産性向上ガイドラインを作成し、横展開を図る。

- ガイドラインの横展開

今後の「介護現場革新プラン」の進め方について

第1ステージ：全国レベルでの方向性の整理

第1回

12月11日

介護現場革新会議 顔合わせ・キックオフ

老施協・全老健・日本医師会・GH協・日慢協の各団体と厚労省で検討の大きな方向性を議論

＜具体的な検討テーマ＞

- 1 業務仕分け・ロボット・ICT・元気高齢者活用の三位一体型効率化
- 2 ロボット・ICTの活用
- 3 介護業界のイメージ改善について

第2回

2月14日

各団体から検討結果の報告

第3回

3月14日

議論の方向性のとりまとめ

第2ステージ：現場レベルへの展開（平成31年度生産性向上事業）

4月以降

全国数カ所でパイロット事業を実施

- 介護現場革新会議でのとりまとめや平成30年度生産性向上事業におけるガイドラインを踏まえつつ、各地域の実情や地域資源を考慮しながら、当該地域内や他地域での好事例の展開や業界のイメージ改善に取り組む。
- 都道府県又は政令市等を単位とする。

※ 具体的には、自治体と関係団体が協議会を作り、各地域において、以下のような取組を行うことを想定。

- ・業務仕分けやマスターラインの再編による業務改善のためのコンサルティングの活用
- ・介護助手の活用による介護職員の業務負担軽減と専門性の向上
- ・ロボット・ICTの導入・効果的な活用による間接業務・周辺業務の軽減
- ・介護職に就職を希望する学生を増加させるためのインターンや職場体験の積極的な実施

2019年度末

各地域における成果を国において取りまとめ